「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

- 中間に対う	る処分]基準等公開票(法律又は叩うに基づくもの)
許認可等の名称	火薬庫の設置又は変更の完成検査
根拠法令·条項	火薬類取締法 第15条第1項又は第2項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	
田旦公子	法第15条第1項の規定による火薬庫の設置又は同条第2項の規定による変更の完成検査については、法第12条第3項に該当していることを検査の基準とする。
+無・後 加 IRI #B BB	
標準処理期間	
	14日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	